

救急車 適正利用のお願い

救急車は、けがや急病などで緊急性のある人を迅速に医療機関に搬送するための車両です。

救急車を呼ぶべきか、医療機関を受診したほうが良いのかなどは、奈良県救急安心センターで24時間365日相談することができます。

- ・ ☎ # 7119 (携帯電話、プッシュ回線)
- ・ ☎ 0744-20-0119 (IP電話、ダイヤル回線)

緊急でないのに救急車を利用すると、本当に救急車を必要とする事態が発生した時に、遠くから救急車が出動することで、到着までに時間がかかり救えるはずの命が救えなくなる危険性が高まります。

救急車の正しい利用について、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ = 奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 救急課 (☎ 59-1331)

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、救命講習会の開催は当面の間休止させていただきます。

10年以上使用している 蛍光灯照明に注意！

蛍光灯内部のコイルが短絡し、出火する事案が発生しています。

◆10年未満の製品でも、以下のような予兆が見られたときには、使用を中止してメーカーや販売店に相談しましょう。

- ・ 点いていた照明が点滅したり急に消えたりする。
- ・ 異常な音がする。
- ・ 焦げ臭いにおいがする。
- ・ 焦げたあとや変色して(黒ずんで)いるところがある。

◆蛍光灯照明からLEDランプへの取り付け時は注意しましょう。

蛍光灯照明からLEDランプに交換したことにより、LEDランプ内部や照明器具内部の電子部品が異常加熱するなどの現象が発生し、発煙や焦げ、発火、ランプの破損などが報告されています。

既設の蛍光灯器具にLEDランプを取り付ける際は、必ずメーカーまたは販売店に相談してください。

問合せ = 奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課 (☎ 59-1289)

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル(<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>)をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。(人権施策推進課)



【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待(ごやこい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談 検索

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>